

新潟市告示第422号

新潟市岩室健康増進センター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市岩室健康増進センターの使用料の徴収を平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月25日

新潟市長 中 原 八 一

徴収事務を行う場所	徴収事務委託者
新潟市西蒲区石瀬3331番地1 新潟市岩室健康増進センター	岩室観光開発株式会社 代表取締役 三 富 新 一